

議案第100号

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「世田谷区教育委員会」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、次に掲げるもののうち任命権者が別に定めるもののいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。